令和5年度 安佐南区地域部会

私たちの、目指しているものは?

私たち(障害福祉関係者)は、何を目指しているの?

分野を超えて、みんなが協力して 目指す場所

(重層的支援体制整備事業等)

地域共生社会の実現

私たちは、障害福祉分 野からアプローチ

実現するためのキーマンは、 障害福祉・・?!!

障害者総合支援法の目的

第1条(目的)

この法律は障、害者基本法の基本的な理念にのっと り、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法精、神保健 及び障害児の福祉に関する法律、児童福祉法その他障 害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害 者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊 厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことがで きるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域 生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障 害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、 障害の 有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安 小して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する ことを目的とする。

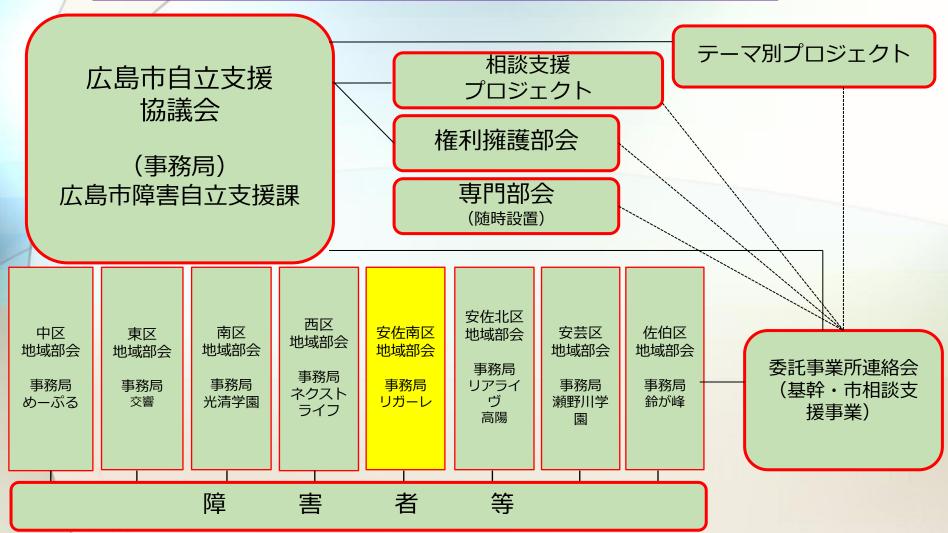
障害者総合支援法と自立支援協議会

第八十九条の三(協議会の設置)

地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者(次項において「関係機関等」という。)により構成される協議会を置くように努めなくてはならない。

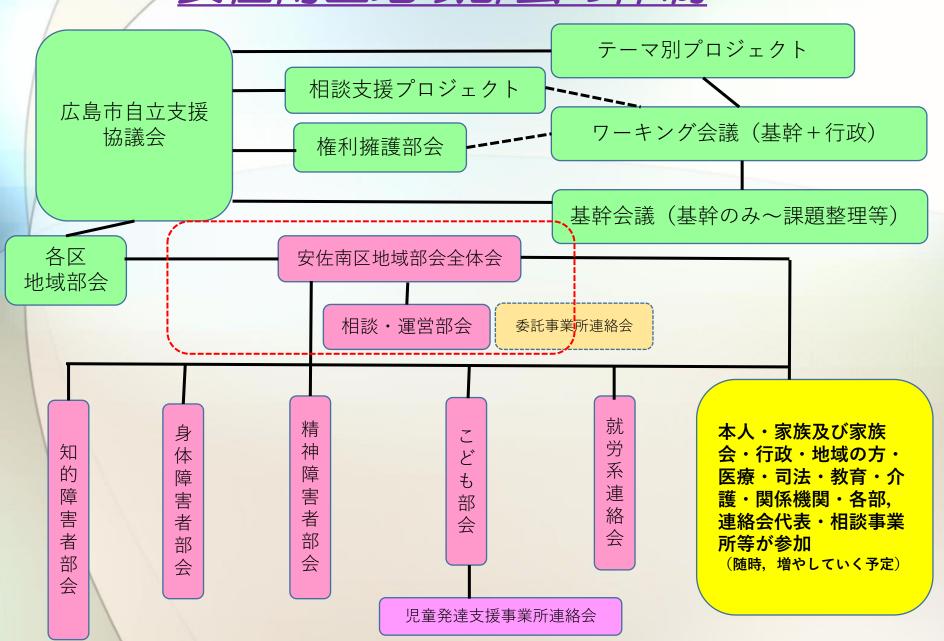
2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

広島市障害者自立支援協議会の体制 今和5年2



※第八十九条の三(協議会の設置)に基づき、広島市は、基幹相談支援センターが事務局を担うが、地域の相談支援体制、地域づくりの核としての適切かつ活性化した協議会にするためには、障害児者等個々の様々な困りごと、悩み、不安等の相談に応じ、解決、解消に取り組むことで、具体的な個々の課題や資源の不足等を感じている相談支援従事者の参画は重要であり、また、設置主体であり相談窓口でもある市区町村行政の協議会への主体的な参画は必須である。【行政 + 相談支援事業 = 地域相談支援体制・地域づくりの基盤(土台)】

安佐南区地域部会の体制



安佐南区地域部会の目的、構成メンバー、取組み概要

正式名称 広島市自立支援協議会安佐南区地域部会

目的

安佐南区地域部会は、障害者総合支援法の目的に則り、障害の有無に関係なく、すべての人が普通に生活できる地域づくりを目的とし、障害福祉関係者だけでなく、安佐南区に関わる全での方々が関係者になり得る方として、できるだけ多くに方に参加してもらい、連携を図ることで地域全体で障害に対する理解と支援体制を構築していく。

安佐南区地域部会の目標とテーマ

目標 地域のみんなが関係者

つ な が る (つながり続ける)

部会等構成

コア部会(全体会、相談・運営部会)

4 部会(知的障害者部会、身体障害者部会、精神障害者部会、こども部会、就労系事業所連絡会、児童発達 支援事業所連絡会、必要に応じた臨時部会)

参加者

全体会

当事者、行政関係、各部会連絡会代表者、相談支援事業者、区社協等、教育関係者、法曹関係者、各保護者団体、社会福祉士会(地域定着)、各障害者団体及び協会、就業・生活支援センター、区民児協、ボランティアサークル、介護保険関係(包括等)、居宅介護関係、医療関係、相談支援包括化推進員(重層的支援体制整備事業)、地元企業等、その他参加希望者等)

<u>相談・運営</u> 行政・社協等相談窓口、基幹相談支援センター、委託相 談支援事業所、相談支援包括化推進員、区内外指定相談 支援事業者

知的障害者

行政・社協等相談窓口、育成会等団体、保護者及び保護者サークル、基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、知的障害者福祉協会、参加希望相談支援事業者、参加希望障害福祉サービス事業者、地域定着支援センター、その他参加希望者・事業者、団体、企業等)

身体障害者

当事者、障害者団体、行政・社協等相談窓口、身障協会等、市総合リハ病院、障害者ボランティアサークル、基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、参加希望相談支援事業者、参加希望障害福祉サービス事業者、その他参加希望者・事業者、団体、企業等

精神障害者

行政・社協等相談窓口、精神障害者家族会(当事者含む)、精神科病院、訪問看護事業者、地域定着支援センター、住宅関連企業、製薬会社、地域活動 III 型事業者、基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、参加希望相談支援事業者、参加希望障害福祉サービス事業者、その他参加希望者・事業者、団体等

こども だも向け関連企業、基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、参加希望相談支援事業者、参加希望児童福祉サービス事業者、参加希望児童福祉サービス事業者、その他参加希望者・事業所、団体等

就労系連絡会行政・社協等相談窓口、就業・生活支援センター、住宅関連企業、訪問看護事業者、障害福祉サービス事業者(44事業所)、基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、参加希望相談支援事業者等

<u>児童発達連絡会</u> 行政・社協等相談窓口、訪問看護事業者、障害福祉 サービス事業者(39事業所)、基幹相談支援セン ター、委託相談支援事業所、参加希望相談支援事業 者等

<u>※連絡体制 各部会ともメーリングリストを作成し、連絡及び情報共有</u>

※令和5年度から、地域部会等が開催する研修等など様々な面で、 大塚製薬にご協力いただくことになりました。

令和4年度部会・連絡会の主な取り組み内容(概要)

★参加者、事務局からの課題や検討事項の協議結果に基づいた主な取り 組みの実施

(施設見学、、地域の実態調査(アンケート等)、意見交換会、 理解・啓発研修会、制度勉強会、事例検討、地域イベント等)

★制度・施策について、地域に暮らす者(関係者)として何をするべき かの検討(災害対応(BCP含む)、合理的配慮、精神障害にも対応し た地域包括ケアシステム構築の取組み等々)

★他職種、多領域との連携体制づくり *(重層的支援体制的な取り組み)* (基幹相談支援センターがつながり、地域部会につながりを拡大)

相談しやすい関係ができる

『相談者の状況やニーズに対応したチーム作りがスムーズになり チームアプローチを実施しやすい』

※取り組み内容は、事務局からの提案事項と各部会、連絡会の参加者から出た 意見を2本柱として、<u>各部会・連絡会でグループワークを基本として、取り組</u> <u>み内容を協議、検討し実施</u>しています。(共通している内容は、合同で取組む)

安佐南区地域部会が取り組む地域とつながる仕掛け

地域では、様々な分野で、分野ごとに様々な検討や取り組みがされている。



障害のある方は、どの分野にもいる。

だけど、障害のある方への対応はあまり検討されない…なぜ?

わかっちゃいるけど…でも…!!!

原因:障害のことを聞けないし、わからない、どう話していいか、接していいかなど わからない、怖い・・・など

そんなときが・・・ BIG CHANCE!! 激熱!!

ここぞとばかりに、

そんな時に、わしらがおったらいいと思わね?

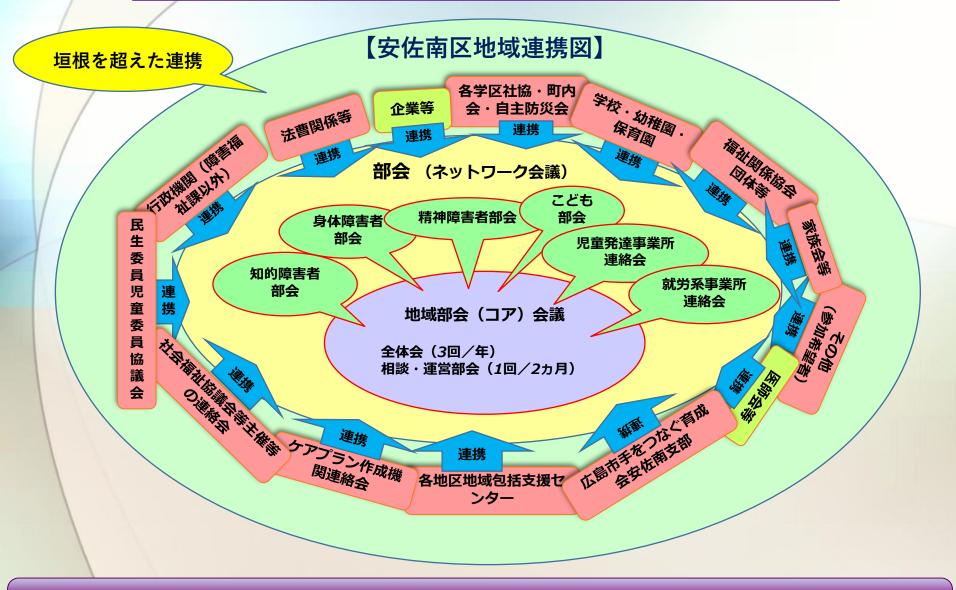
『つながり、つながり続けるためのグランドルール』

- 1. 1人で考えない、みんなで考える。
- 2. *知り得たことは、みんなで共有。*
- 3. <u>みんながやってみたいことをできるだけ、できることから実現する。</u> (社会資源の創設につながる)
- 4. 誰も排除しない。(違った意見を排除しない)
 - ※違ったとしても、その中で共有できることを見つけていく
 - ※去る者は追わない、来るものは拒まない、去っても戻ってくることはウェルカム
 - 5. 適切な役割分担(地域の協力体制構築のための適切な役割分担は凸凹が基本)
 - ※参加者それぞれの状況に応じ、生活スタイル等に無理のない範囲の分担が重要
 - ※専門的なことは、専門職が担う

この思考が、地域生活支援拠点の面的整備や民間事業者義務化の合理的 配慮の普及・啓発、重層的支援体制整備等には重要だと考えています。

6. <u>困っている人や困ったときの相談できる場所を知らない人に出会ったとき</u> は、知っている人が教える。

現在の障害分野からアプローチした、地域連携図



重層的支援体制整備ってこういうこと?

安佐南区地域部会の活動の根拠

- ●まずは、「<u>つながる</u>」こと
- ●つながれば、<u>相手の立場や状況を理解</u>して「<u>つながり続ける</u>」こと
- つながり続ければ、何かが<u>変わる</u>、<u>できる</u>(話ができる⇒ 相談ができる⇒ 一緒に考えることができる)
- ●相談して、一緒に考えることができれば、*想いを共有できる*
- ●想いを共有できれば、*協力できる*
- ●協力が多ければ多いほど、*いろんなことができる*

「地域で何かを起こす土台」

「専門用語は難しい、意味が分からない」をわかりやすく、誰もがイメージ しやすく説明するのは、専門職の役目

- ★ みんなで命を守り、助け合い、支え合う災害対応 (避難行動要支援者避難支援事業、災害後の生活支援システム)
- ★ もしもの時も安心して暮らすための対応 (地域生活支援拠点事業)
- ★障害があるから「<u>できない</u>」から、障害があるなしに関係なく「<u>できる</u>」<u>に</u> <u>かえる助け合い、支え合い</u>(合理的配慮)

「誰もが、安心して暮らすことのできる地域づくり」 (重層的支援体制整備事業 = 地域共生社会の実現)

今後の安佐南区の福祉の新たな展開(更なる連携体制の構築)

重層的支援体制整備事業との連携

高齢、障害、児童、困窮等の各分野垣根を超えて、既存の相談支援機関を 活用し、それぞれの機関が連携した体制作り

事務局:城山北・城南地域包括支援センター(委託事業)

(社会福祉法人楽友会)

窓口:相談支援包括化推進員

安佐南区地域支え合いネットワーク

障害分野からアプローチした地域連携を有効に活用しながら、他分野間の 連携も促進するために、新たな仕組みを創設(令和3年度末)

事務局:安佐南区社会福祉協議会安佐南区厚生部地域支えあい課

※安佐南区地域部会(基幹相談支援センター)は、実行委員として参加

既存の連携体制を活用した、新たな地域連携イメージ さらに、垣根を超えた ネットワーク 地域共生社会に向けた、重層的相談支援 体制整備に直結 安佐南区支えあいネットワークの創設 垣根を超えた連携 (令和3年度末) 【安佐南区地域部会の連携図】 各学区社協・町内 学校、幼稚園、 企業等 法曹関係等 会・自主防災会 保育園 **行政機關** (唯憲法 連携 連携 阿姆斯爾 連携 連携 部会 (ネットワーク会議) こども 精神障害者部会 部会 测探公司 身体障害者 民 生 部会 児童発達事業所 委 連絡会 知的障害者 員 就労系事業所 児 連 部会 連絡会 (参加・金の市) 童 携 地域部会(コア)会議 委 高議会 の連携を対象がある。 関連絡会 全体会(3回/年) 相談・運営部会(1回/2ヵ月) FI AND THE PARTY OF THE PARTY O Sign -広島市手をつなる情が 連携 各地区地域包括支援セ ンター

参考資料

広島市安佐南区の基本情報 (令和2年度末)

人 口 広島市:1,194,140 *安佐南区:244,923*

障害者手帳交付数等

身 体 広島市:41,835 (18歳未満: 907 18歳以上:40,928)

安佐南: 7,113 (18歳未満: 209 18歳以上: 6,904)

療 育 広島市: 9,366 (18歳未満:2,971 18歳以上: 6,395)

安佐南: 1,733 (18歳未満: 678 18歳以上: 1,055)

精 神 広島市:17,566 ※自立支援医療(精神科通院)

安佐南:3,066 広島市:34,082 *安佐南; 5,501*

*発達、難病については、確認できず

相談支援の主な役割と連携と広島市障害児者関係相談支援事業所及び相談窓口

【特定相談支援事業所】 【障害児相談支援事業所】 中区 10 東区 南区 西区 安佐南区 安佐北区 安芸区 佐伯区 10

【重症心身障がい児者に関する専門的相談機関】 広島市重症心身障害児者相談支援センター (ほっと+いけあひろしま)

【一般相談支援事業所】 ※地域移行·地域定着】 中区 東区 南区

【1層】

計画相談

-人ひとりに対応した 生活全般の支援計画

(個別支援)

西区 安佐南区 安佐北区 安芸区 佐伯区

が複数事業及び委託 事業を受託している ため、市内の相談支 援事業所の数は

特定相談支援事業所

74 事業所

【2庸】 市相談支援事業

生活上の困りごとや専門的な相談 まで幅広く受け付ける(個別支援)

利用者を取り巻く地域との関係づくり (関係機関及び専門機関等との連携・ 調整、チームアプローチ等)

【3層】

障害者基幹相談支援センター

支援調整・支援者支援・地域連携づくり(地 域相談体制、人材育成等) (地域支援)

- ・総合相談窓口と関係各所と連絡・連携体制構築
- ・地域相談支援体制構築(地域部会運営)・地域資源開発等
- · 研修企画・運営、OJT(相談支援専門員の人材育成等)
- 関係各所及び地域住民との関係づくり(地域づくり)

【広島市相談支援事業所】 (委託 各区1か所)

生協ひろしま障がい者相談支援センター 中区

東区 地域生活支援センターぬくもりのサロン

南区 相談支援事業所ひろしまみなみ

西区 育成会相談支援センター

安佐南区 生活支援センターあさみなみ

安佐北区 あさきた相談支援センターウイング

安芸区 モルゲンロート

佐伯区 地域生活支援センターいつかいち 広島市(各区)社会福祉協議会

• 各区くらしサポートセンター

【広島市障害者基幹相談支援センター】

(各区1か所) 障害者生活支援センターめーぷる 中区

東区 地域支援室 交響

南区 相談支援事業所 光清学園

西区 ネクストライフ

安佐南区 障害者相談支援事業所 リガーレ

安佐北区 相談支援事業所 リアライヴ 安芸区 瀬野川学園障害者相談支援事業所

相談支援事業所 鈴が峰 佐伯区

【こどもの療育に関する専門的相談機関】

広島市こども療育センター(中、東、南、安芸、安佐南区(祇園地区) 広島市北部こども療育センター(安佐南(祇園、沼田地区除く)、安佐北区) 広島市西部こども療育センター(西区、佐伯区、安佐南区(沼田地区除く)

【精神保健、精神障害者への専門的相談機関】 (地域活動支援 [型事業) 地域生活支援センターぬくもりのサロン 地域生活支援センターふれあい モルゲンロート

地域生活支援センターいつかいち

【行政の相談窓口】各区厚生部地域支えあい課 (主に精神障害)・各区福祉課(申請手続き 等)・生活課

地域共生社会の実現に向けた相談支援包括化 推進員(モデル事業・中区、安佐南区)

広島市発達障害者支援センター

相談支援の主な役割と連携と安佐南区障害児者関係相談支援事業所及び相談窓口

- 1 生協広島障がい者相談支援事業所・安佐南 (知的・身体・精神・児)
- 2 こども発達支援センターひゅーるぽん (児)
- 3 相談支援事業所ぷらっとほーむ (知的・身体・精神・児)
- 4 広島市立リハビリテーション病院身体障害者 特定相談支援事業所(身体)
- 5 相談支援事業所まいは一とここあ (知的・身体・精神・児)
- 6 サポートセンターエール (知的・身体・精神・児)
- 7 発達支援相談支援事業所きらり (知的・身体・精神・児)

広島市安佐南区相談支援事業 (委託)

(地域生活支援センターあさみなみ)

【2層】

広島市相談支援事業 (委託)

生活上の困りごとや専門 的な相談まで幅広く受け 付ける (個別支援)

利用者を取り巻く地域との関係づくり (関係機関及び専門機関等との連携・ 調整、チームアプローチ等) 【1層】

計画相談

一人ひとりに対応した 生活全般の支援計画 (個別支援)

【/3層】

障害者基幹相談支援 センター (委託)

- 8 ふれあい相談支援センター・安佐南 (知的・身体・精神・児)
- 9 はくなまたた相談支援事業所 (知的・身体・精神・児)
- 10 相談支援センターらんたん (知的・身体・精神・児)
- 11 地域生活支援センターあさみなみ (知的・身体・精神・児)
- 12 障害者相談支援事業所リガーレ (知的・身体・精神・児)
- 13 相談支援事業所きゃんぱす (知的・身体・精神・児)
- 14 みやん相談支援 (知的・身体・精神・児)
- 15 相談支援センターCLAP (知的・身体・精神・児)
- 16 そらいろ相談支援センター (知的・身体・精神・児)

支援調整・支援者支援・地域連 携づくり(地域相談体制、人材 育成等) 【地域支援】

- ・総合相談窓口と関係各所との連絡・連携体制構築
- ・地域相談支援体制構築(地域部会運営)・地域資源開発等
- ・研修企画・運営、OJT (相談支援専門員の人材育成等) 関係各所及び地域住民との関係づくり (地域づくり)

広島市安佐南区 障害者基幹相談支援センター リガーレ

- 安佐南区社会福祉協議会
- 安佐南区くらしサポートセンター

- 【一般相談(地域移行・地域定着)】
- 1 障害者相談支援事業所リガーレ (知的)
- 2 地域生活支援センターあさみなみ (知的・身体・精神・児)

【行政の相談窓口】厚生部地域支えあい課 (主に精神障害)・各区福祉課(申請手続き等)・生活課

地域共生社会の実現に向けた相談支援 包括化推進員(モデル事業:社会福祉 法人楽友会)

広島市発達障害者支援センター

大塚製薬に協力していただけること

- ■協議の場への講師紹介
- セミナーや講演のサポート(メンタルヘルス、自殺対策、アルコール等)
- コーチング、アンガーマネジメント等の講師の派遣 (資格を保持した大塚社員)
- ■疾患・薬剤に関する情報提供
- ■周辺の自治体や施設の取り組み等の情報共有
- ■先進事例施設や関係者との仲